

県税事務処理要綱（課税編中不動産取得税・狩猟税）、過疎地域における県税の課税免除に関する事務処理要領、同意促進区域における県税の課税免除に関する事務処理要綱、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例に基づく不均一課税の事務処理要領及び地方活力向上地域における県税の特例措置に関する事務処理要綱の改正概要

(1) 県税事務処理要綱（課税編中不動産取得税）

- ・固定資産評価基準の改正により、国の補正率および積算条件が変更されたことに伴う関係通知の改正。

(2) 県税事務処理要綱（課税編中狩猟税）

- ・特例措置の延長に伴う改正。
- ・所得割等に関する証明書様式を分かりやすい形式に改正。

(3) 過疎地域における県税の課税免除に関する事務処理要領

- ・事業税の課税免除額の計算過程における端数計算を分かりやすい記載に修正。
- ・「確定申告書」における受付印の要件を削除。

(4) 同意促進区域における県税の課税免除に関する事務処理要綱

- ・引用法令の条ずれに伴う改正。
- ・「確定申告書」における受付印の要件を削除。

(5) 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例に基づく不均一課税の事務処理要領

- ・半島条例に基づく不均一課税の適用を受ける設備から、過疎条例に基づく課税免除の適用を受ける設備を除く取り扱いに改正。
- ・事業税の不均一課税額の計算過程における端数計算を分かりやすい記載に修正。
- ・「確定申告書」における受付印の要件を削除。

(6) 地方活力向上地域における県税の特例措置に関する事務処理要綱

- ・事業税の課税免除額の計算過程における端数計算を分かりやすい記載に修正。
- ・「確定申告書」における受付印の要件を削除。